

一般入試（昼間学部）対象

2020年度一般入試（昼間学部）における
「高等教育機関の修学支援新制度」の取扱いについて

東京理科大学入試課

東京理科大学は2020年4月から、国の「高等教育機関の修学支援新制度」の対象機関に認定されました。

【ホームページお知らせリンク】

<https://www.tus.ac.jp/today/archive/20190925009.html>

2020年度一般入試（昼間学部）における本学の入学手続時納付金の取扱い及び手続については、以下のとおりとなります。

1. 対象者

給付奨学金の採用候補者となった方で、2020年度一般入試（昼間学部）合格者

2. 入学手続時納付金の取扱い

【入学金、施設設備費、その他納付金】

所定の納入期日までに納入が必要となります。

- ・入学金は、入学後に決定する支援区分に応じて、減免相当額を授業料（前期分）に振り替えます。

【授業料（前期分）】

納入を一旦猶予します。

- ・入学後に決定する支援区分に応じて、授業料（前期分）から減免相当額の差額を調整した費用の振込依頼書を送付しますので、本学が定める期日までに納付してください。

3. 手続の流れ（詳細は合格通知送付時に同封する「入学手続について」にてお知らせします）

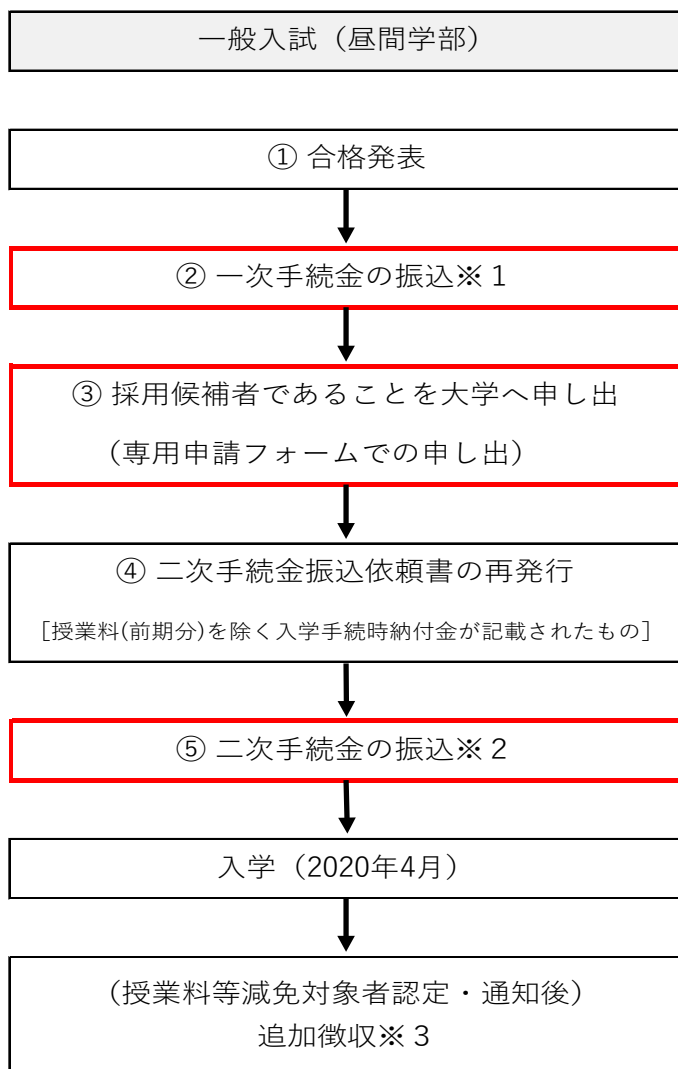
- ① 合格通知送付時に同封する「入学手続について」をご確認ください。
- ② 一次手続金を期限内に納入してください。納入された一次手続金は二次手続時に入学金として取り扱います。
- ③ 「入学手続について」の案内に従い、速やかに入試課にご連絡ください。
- ④ 所定の手続後、「施設設備費、その他納付金」のみの金額に変更した二次手続金振込依頼書を再発行します。
- ⑤ 定められた期間に二次手続金を納入してください。

※手続期間の変更は行いませんので、申請者は合格発表後速やかにお手続きください。

※本制度の採用決定者とならなかった場合は、入学手続時納付金の残額を納入していただきます。

【手続フローチャート】

は申請者作業



※1 一次手続金は所定の納入期日までに全額納入してください。

なお、いったん納入した一次手続金は事由のいかんにかかわらず、これを返還しません。

※2 二次手続をしない場合は、入学の意思がないものとして取り扱い、入学の資格を失うことになります。

※3 授業料(前期分)から減免相当額の差額を調整した後、返金となる場合もあります。

4. 入学後について

入学金の振替や、猶予された授業料の納入方法や納入期限については、入学後にお知らせします。

以上